

北海道「平成28年8月から9月にかけての 大雨等災害」に関する検証委員会

二次報告（案）

②避難行動 ③避難所運営 ⑥救助救出・災害派遣要請 ⑧広報・情報提供
⑨ライフライン ⑩交通 ⑪孤立地区

【本資料の構成】

◇ 項目ごとに次のように整理しています

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応	北海道地域防災計画に記載されている平常時の取組や災害対応を記載しています。
今回の対応等	道、市町村、関係機関、事業者が実施した今回の災害対応等を記載しています。
評価できる事項、課題	今回の対応や市町村、住民ヒアリング、関係機関からの意見聴取などから「評価できる事項」と「課題」となる事項に整理し、記載しています。 ※評価できる事項＝○ 課題＝● 一事象において、評価事項・課題の両側面を有する事項＝○●
今後の方向性：取組の必要な内容	評価できる事項や課題を踏まえ、今後、改善する必要がある取組とその方向性を記載しています。 ※◎で表記

◇ 上記「評価できる事項、課題」「今後の方向性」については、別紙において、より詳細な内容を付記しています。

【②避難行動 Ⅰ】

避難勧告の発令及び伝達

〈検証の視点：避難勧告等の伝達状況・手法〉

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

(市町村) 適時・適切に避難勧告等を発令するため、あらかじめ避難勧告等の具体的な基準を策定する (第4章第6節第4)

(市町村) 避難勧告等の情報伝達手段の整備と多重化・多様化に努める (第4章第8節第2)

〈参考〉道は市町村における避難勧告等の発令基準策定支援のため「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定
避難勧告の発令基準は、対象137市町村のうち120市町村で策定済み (H28.6.1現在)

今回の対応等 (※特に避難指示、避難勧告の発令状況については、市町村によって対応が異なり、一律的なものではない)

(市町村) 避難指示・避難勧告を発令した市町村の約4割が夜間 (21時～翌朝6時) に発令された

(市町村) 避難指示を発令した市町村の約7割が避難勧告がなく発令され、避難勧告の約7割が避難準備情報がなく発令された

(市町村) 防災行政無線、エリアメール、Lアラート、広報車、消防車、戸別訪問などの様々な手段により避難勧告等の情報伝達が行われた

評価できる事項

- 市町村では、Lアラートや広報車などによるほか、消防団や町内会などと連携・協力しながら、戸別訪問等により、避難勧告等を伝達し、多くの住民が安全に避難できた
- 空振りを恐れずに避難準備情報を発令し、早めの避難に結びついた
- 夜間であっても躊躇なく避難勧告を発令し、最悪の状況を回避できた

課題

- 一部の市町村では避難情報のエリアメール送信ができなかったことなどから、避難情報の伝達ができなかった
- 避難勧告等の発令や解除の判断が困難であった
- 避難勧告等の避難情報の意味を十分周知できていなかったために適切、的確な避難ができなかった
- 市町村によって、対応が異なったことから、市町村に対して、道 (振興局) としての周知が徹底されていなかった

- 市町村では、避難勧告等の発令について、住民がより安全に避難できるように明るい昼間の時間帯に早めに発令した一方で、発令の判断の遅れなどにより、避難に危険を伴う夜間の発令となった

今後の方向性：取組の必要な項目 (内容)

二次報告

- ◎ 住民への避難勧告等の伝達手段についての多様化等の促進
- ◎ 避難に関する情報伝達における自主防災組織の取組の促進
- ◎ 防災教育による周知徹底、具体的で分かりやすい避難情報の発令
- ◎ 様々な状況を想定したより具体的な避難勧告等の発令基準の策定促進
- ◎ 道本庁と振興局の共通認識と市町村の防災対策の推進への働きかけ

【②避難行動Ⅰ】

避難勧告の発令及び伝達

評価できる事項

- 市町村では、Ｌアラートや広報車などによるほか、消防団や町内会などと連携・協力しながら、戸別訪問等により、避難勧告等を伝達し、多くの住民が安全に避難できた

市町村では、避難勧告等の伝達について、Ｌアラートや広報車などによるほか、市町村職員のみならず、消防団や町内会と連携協力し、対象住民に対する電話や戸別訪問を行い、多くの住民を安全に避難させることができた。

- 空振りを恐れずに避難準備情報を発令し、早めの避難に結びついた

市町村は、要配慮者の早期避難や、その他の住民の避難の準備を促すため、空振りを恐れず避難準備情報を発令したことにより、早めの避難に結びついた。

課題

- 一部の市町村では、避難情報のエリアメール送信ができなかったことなどから、避難情報の伝達ができなかった

一部の市町村では、職員が他の業務に追われるなどして、住民等に避難情報を知らせるためのエリアメールの送信ができなかった。
また、広報車で避難情報を伝達しようとしたが、大雨の中であったため、住民に十分伝わらなかった例があった。

- 避難勧告等の発令や解除の判断が困難であった

・小河川は、短時間で氾濫することがあり、画一的な基準の設定が難しく、避難勧告等の発令基準が曖昧であったため、判断に時間を要した。
・まだ雨が降っていない、または水位の急激な上昇などが見込まれない状況のもと、判断材料となる情報が不足しており、避難勧告等の発令が困難であった。
・避難勧告等の解除について、天候が回復していても、何をもちて安全確認とするかが難しく、解除のタイミングの判断が困難であった。

今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】

- ◎ 住民への避難勧告等の伝達手段についての多様化等の促進 【道、市町村】

市町村は、避難勧告等の情報が確実に住民に伝達されるように伝達手段の多様化等を図ることが必要である。
道は、市町村に対して具体的な整備の手段助言を行うなどの支援を行う必要がある。

- ◎ 避難に関する情報伝達における自主防災組織の取組の促進 【道、市町村】

今回の台風災害においても、町内会等の自主防災組織による避難情報の伝達や避難誘導に果たす役割も大きく、今後、道や市町村では、既存の自治会などの住民組織と協力するなど、こうした取組を促進する必要がある。

【②避難行動Ⅰ】

避難勧告の発令及び伝達

評価できる事項	課題	今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】
<p>○ 夜間であっても躊躇なく避難勧告を発令し、最悪の状況を回避できた</p> <p>河川の水位が急速に上昇したため、住民の安全を考え、夜間であっても躊躇なく避難勧告等が発令し、人的被害を避けることができた。</p>	<p>● 避難勧告等の避難情報の意味を十分周知できていなかったために適切、的確な避難ができなかった</p> <p>市町村では、避難情報を発令したものの、住民に対して、「避難準備情報」により要配慮者は避難を開始すべきであることや、また、「避難指示」と「避難勧告」の違いなどを十分周知できていなかったことから、適切、的確な避難ができなかった。</p>	<p>◎ 防災教育による避難情報の周知徹底、具体的で分かりやすい避難情報の発令 【道、市町村】</p> <p>市町村は、国において、「避難指示」を「避難指示（緊急）」に、「避難準備情報」を「避難準備・高齢者等避難開始」にそれぞれ名称変更を行ったことも踏まえ、住民に対して避難情報の意味が理解され、適切な避難行動が取られるよう平時から防災教育の取組を進める必要がある。また、住民にとって分かりやすい避難に関する情報を確実に伝達する必要がある。道は、こうした市町村における取組を支援する必要がある。</p>
<p>○● 市町村では、避難勧告等の発令について、住民がより安全に避難できるように明るい昼間の時間帯に早めに発令した一方で、発令の判断の遅れなどにより、避難に危険を伴う夜間の発令となった</p> <p>市町村では、気象情報などから河川の氾濫等の危険が夜間に及ぶと判断し、住民がより安全に避難できるように昼間の時間帯に避難勧告等が発令した例があった。</p>	<p>市町村では、避難勧告等に関する判断の遅れにより、夜間の発令となった例があった。また、住民がより安全に避難できるように昼間の時間帯に避難勧告等が発令すべきということが徹底されず、夜間の発令となった例があった。</p>	<p>◎ 様々な状況を想定したより具体的な避難勧告等の発令基準の策定促進 【道、市町村、関係機関】</p> <p>市町村は、住民を安全に避難させることができるよう、様々な状況を想定し、あらかじめ避難勧告等の発令基準をより具体的に定めるとともに、避難に関する情報を受け取る立場に立った情報提供を行う必要がある。また、可能な限り、住民がより安全に避難できるように昼間の時間帯に発令することなどを考慮する必要がある。また、住民に危険が及ぶ可能性がある場合には躊躇なく避難勧告等が発令する体制を整える必要がある。道や関係機関は、こうした市町村における取組を促進するため、情報提供や助言等の支援を行う必要がある。</p>

【②避難行動Ⅰ】

避難勧告の発令及び伝達

評価できる事項	課題	今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】
	<p>● 市町村によって対応が異なったことから、市町村に対して、道(振興局)としての周知が徹底されていなかった</p> <p>特に、避難指示、避難勧告の発令状況については、基準が定められていたが、市町村によって対応が異なり、一律的なものではなかったことから、市町村に周知・助言する立場である道(振興局)としての周知が徹底されていなかった。</p>	<p>◎ 道本庁と振興局の共通認識と市町村の防災対策の推進への働きかけ【道】</p> <p>振興局管内ごと、市町村ごとに避難勧告等の発令基準策定の進捗や運用に差が生じていることから、道として、ガイドラインやマニュアルなどを定め、市町村に提供するとともに、本庁と振興局が共通の認識に立ち、市町村に個別訪問するなど、市町村の避難勧告等の発令が一律的に扱えるよう、働きかけることが必要である。</p>

【②避難行動 II - 1】

住民の避難行動及び避難体制等

〈検証の視点：住民に対する避難誘導の状況、住民の避難行動、避難場所〉

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

- (市町村) 浸水想定区域などを表示したハザードマップ等を作成、配布する等の措置を講ずるよう努める（第4章第6節第4）
(市町村) 災害の種類ごとに「指定緊急避難場所」を指定するとともに、「指定避難所」を指定する（第4章第6節第2、3）
<参考> 指定避難所は、179市町村のうち93市町村で指定済み（H28.4.1現在）
洪水ハザードマップは、対象である137市町村のうち、133市町村で策定済み（H28.4.1現在）

今回の対応等

- (市町村・住民) 市町村職員、消防団、町内会などによる戸別訪問により避難を促した
(住民) 避難指示・避難勧告対象者人数（133,013人）に占める指定避難所への避難者（11,176人）の割合は1割未満だった
(住民) 避難の必要がないと判断した、垂直避難を行った、夜間の避難は危険と感じた、住宅やペットが心配だったなどの理由により避難をしなかった事例があった

評価できる事項

- 市町村職員、消防団、町内会が連携してきめ細かい避難誘導ができた
- 近隣住民の結びつきが強い地域では、住民同士の声かけなどにより、スムーズに避難が行われた

課題

- 指定避難所としていた施設が浸水し機能が十分果たせなかった
- 避難勧告等が発令された後も住宅やペットが心配であったなどの理由から避難をせず、または避難が遅れたために孤立状態となった事例があった

- 避難指示、避難勧告の対象地域では、夜間の避難が危険であると判断して垂直避難をした住民がいた一方、避難の必要がないと考えた、または避難が遅れたため浸水被害に遭った者もいた

今後の方向性：取組の必要な項目（内容）

二次報告

- ◎ 浸水区域などを考慮した適切な指定緊急避難場所及び指定避難所の確保
- ◎ 集落・町内会などの単位での顔の見える避難体制の構築
- ◎ 安全な避難行動を促すためのペット対策の取組促進
- ◎ 状況に応じた避難行動の周知の徹底

【②避難行動Ⅱ-1】

住民の避難行動及び避難体制等

評価できる事項	課題	今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】
<p>○ 市町村職員、消防団、町内会が連携してきめ細かい避難誘導ができた</p> <p>避難勧告等の発令を受けた住民に対して、市町村職員と消防団、町内会が連携して避難所への誘導などを実施した。</p> <p>○ 近隣住民の結びつきが強い地域では、住民同士の声かけなどにより、スムーズに避難が行われた</p> <p>日頃から近隣住民の交流の機会が多いなど、比較的結びつきが強い地域などでは、近所の住民や町内会による声かけが行われ、スムーズに避難が行われた。</p>	<p>● 指定避難所としていた施設が浸水し機能が十分果たせなかった</p> <p>市町村は、災害対策基本法に基づいて、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定しなければならないとされているが、被害が及ばない区域内の、または高層の施設等の確保が十分でなく、中には、大雨により想定していた以上の浸水深となったため、避難所の1階部分が浸水した例があった。</p> <p>● 避難勧告等が発令された後も住宅やペットが心配であったなどの理由から、避難をせずまたは避難が遅れたために孤立状態となった事例があった</p> <p>住民の中には、避難勧告等の発令を受けたことにより、立ち退き避難が必要だと感じたものの、住宅の損壊などを心配した、または飼っているペットを避難所に連れて行けないなどの理由により、立ち退き避難しなかった、または避難が遅れたために孤立状態となった者がいた。</p>	<p>◎ 浸水区域などを考慮した適切な指定緊急避難場所及び指定避難所の確保【道、市町村】</p> <p>市町村は、浸水区域などを考慮した適切な「指定緊急避難場所」や「指定避難所」を確保する必要がある。 道は、こうした市町村における取組を支援するとともに、指定緊急避難場所等を防災関係機関が共通して使用する地図にも表示する必要がある。</p> <p>◎ 集落・町内会などの単位での顔の見える避難体制の構築【道、市町村】</p> <p>市町村は、自主防災組織などと協力し、訓練の実施などを通して、集落・町内会などの単位での顔の見える避難体制を構築する必要がある。 道はこうした取組を促進する必要がある。</p> <p>◎ 安全な避難行動を促すためのペット対策の取組促進【道、市町村】</p> <p>道は、災害時のペット対策の実態を把握した上で、市町村におけるペットを持つ住民の避難対策に関する指針を示す必要がある。 市町村は、この指針も踏まえ、ペット対策の取組を進める必要がある。</p>

【②避難行動Ⅱ-1】

住民の避難行動及び避難体制等

評価できる事項	課題	今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】
<p>○● 避難指示、避難勧告の対象地域では、夜間の避難が危険であると判断して垂直避難をした住民がいた一方、避難の必要がないと考えた、または避難が遅れたため浸水被害に遭った者もいた</p> <p>避難勧告等の対象地域では、夜間であることなどを理由に、立ち退き避難を行うことが危険であると判断して、住宅内の高い場所へ避難（垂直避難）した者がいた。</p>	<p>避難勧告等の発令を受けた住民の中には、自宅近くの河川は氾濫しない、または氾濫している河川は自宅からは離れているなどの理由により避難しなかった者がいたが、結果として住宅が浸水被害に遭ったり、立ち退き避難すべきだったと考えている住民がいた。</p>	<p>◎ 状況に応じた避難行動の周知徹底 【道、市町村、関係機関】</p> <p>市町村は、あらかじめ避難勧告等の避難情報の意味について、情報を受け取る立場に立った情報提供を行い、分かりやすく説明するとともに、状況に応じた避難のあり方について、防災教育などを通じ、周知徹底する必要がある。</p>

【②避難行動 II - 2】

要配慮者の避難行動及び避難体制

〈検証の視点：避難行動要支援者の避難支援対策、要配慮者の視点等に対する配慮〉

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

- (市町村) 平常時から避難行動要支援者の情報を把握し、避難支援計画の策定等を行う (第4章第7節第1)
- (市町村) 要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備した福祉避難所を指定する (第4章第7節第1)
- (道) 市町村及び社会福祉施設等の管理者と一体となって、広域的な観点で要配慮者の安全対策を行う (第4章第7節第1)
- <参考> 道は、災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引きを策定
避難支援計画は、179市町村のうち108市町村で策定済み (H25.4.1現在)
福祉避難所は、179市町村のうち131市町村で指定済み (H28.4.1現在)
要配慮者～高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など特に配慮を要する者

今回の対応等

- (市町村・住民) 市町村職員、消防団、町内会などの戸別訪問により要配慮者の早めの避難を支援した
- (事業者) 浸水した福祉施設では、別な施設や施設内の高い場所へ避難誘導を行った
- (市町村) 要配慮者に対して個別に電話確認し、避難を支援した

評価できる事項

- 要配慮者を優先した早期の避難を促す市町村職員、消防団、町内会などの戸別訪問により、安全な避難ができた
- 市町村は、要配慮者に対し職員の付き添いや公用車の活用により早期の安全な避難先を確保した
- 福祉避難所に指定されていない福祉施設の提供により、要配慮者の安全な避難ができた
- 認知症の避難者に対し、入所していた施設ごとの集まりにしたり、施設での介助担当職員を避難所に配置し要配慮者を考慮した支援ができた

課題

- 地域によっては要配慮者の避難に際し、近隣の支援者との連携が必ずしも十分でなかったところがあった
- 福祉避難所としても活用する予定であった施設（浸水想定区域外）が浸水被害に遭ったため、利用困難となった例があった
- 浸水した福祉施設では、早めに要配慮者が避難できなかったために、入所者、施設職員ともに避難に相当な負担と危険を伴うこととなった
- 乳幼児を持つ家庭では、他の避難者への迷惑を考え避難所への避難を躊躇した例があった

今後の方向性：取組の必要な項目（内容）

- ◎ 地域単位での要配慮者情報の共有と共助による支援体制の構築
- ◎ 避難所の安全性の確認及び活用施設の必要な見直し
- ◎ 安全な避難を促すための福祉施設等における実効性の高い避難対策の見直し強化
- ◎ 避難所における要配慮者対応の整備と防災教育による周知徹底

二次報告

【②避難行動Ⅱ-2】

要配慮者の避難行動及び避難体制

評価できる事項
<p>○ 要配慮者を優先した、早期の避難を促す市町村職員、消防団、町内会などの戸別訪問により、安全な避難ができた</p> <p>市町村職員、消防団、町内会などが戸別訪問により支援することで、独り住まいの高齢者や障がい者を優先して、より安全な昼間の時間帯に、または被害が拡大しないうちに避難することを支援したことにより、安全な避難ができた。</p>
<p>○ 市町村は、要配慮者に対し、職員の付き添いや公用車の活用により早期の安全な避難を支援した</p> <p>市町村は、要配慮者に対して個別に電話確認して状況の聞き取りを行い、避難行動に支援が必要な場合は、職員が付き添ったり、場合によっては市町村の公用車も活用して避難所への安全な避難を支援した。</p>

課題
<p>● 地域によっては要配慮者の避難に際し、近隣の支援者との連携が必ずしも十分でなかったところがあった</p> <p>避難勧告等の発令後、速やかに市町村職員等が要支援者の自宅に向くなどして、避難を促すとともに、移動の支援を行ったが、近隣の支援者との連携が十分にとれず(※)、移動の支援に影響があった例があった。</p> <p>※急きょ、避難指示を発令することとなったため、直ちに市町村職員が要配慮者宅を戸別訪問したことから、支援者に連絡できない例があった。</p>
<p>● 福祉避難所としても活用する予定であった施設(浸水想定区域外)が浸水被害に遭ったため、利用困難となった例があった</p> <p>災害対策基本法では、市町村において、要配慮者が避難生活を送るいわゆる福祉避難所をあらかじめ指定することとされているが、福祉避難所として活用する予定であった浸水想定区域外にある施設が、浸水被害に遭ったため、利用困難となった例があった。</p>



今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】
<p>◎ 地域単位での要配慮者情報の共有化と共助による支援体制の構築 【道、市町村】</p> <p>道は、市町村に対して、要配慮者に避難を促す時期を「手引き」などに盛り込むとともに、避難行動要支援者名簿を有効に活用し、支援者との連携などを明記した個別計画の策定が進むよう、先事例も踏まえた策定支援や働きかけを行う必要がある。</p> <p>市町村は、要配慮者及び支援者に対し、日頃から訓練などを通じてその内容を周知するとともに、共助による支援体制を構築する必要がある。</p>
<p>◎ 避難所の安全性の確認及び活用施設の必要な見直し 【道、市町村】</p> <p>国及び道管理河川における洪水浸水想定区域の指定拡充が予定されていることから、市町村では、これらの動向を踏まえ、要配慮者が避難するための福祉避難所について、立地の浸水想定など安全性の確認と活用可能な施設の見直しを行う必要がある。</p> <p>また、個室や食事の提供設備を備えたホテルや旅館の活用を図る必要がある。</p>

【②避難行動Ⅱ-2】

要配慮者の避難行動及び避難体制

評価できる事項
<p>○ 福祉避難所に指定されていない福祉施設の提供により、要配慮者の安全な避難先が確保できた</p> <p>市町村及び老人福祉施設関係団体は、避難が必要となった要配慮者を福祉施設にショートステイで受け入れたり、他の自治体区域にある施設に移動させるなど、要配慮者が避難するための必要な施設を確保した。</p>
<p>○ 認知症の避難者に対し、入所していた施設ごとの集まりにしたり、施設での介助担当職員を避難所に配置し要配慮者を考慮した支援ができた</p> <p>福祉施設から避難所に避難してきた認知症の住民について、入所していた施設ごとの集まりにしたり、また施設での介助担当職員を避難所に配置するなど、精神的な負担をかけないように配慮した。</p>

課題
<p>● 浸水した福祉施設では早めに要配慮者が避難できなかったために入所者、施設職員ともに避難に相当な負担と危険を伴うこととなった</p> <p>認知症を患った高齢者等の避難はスムーズに進まず時間がかかり、福祉施設が浸水した後の切迫した状況で、施設の入所者の立ち退き避難や、安全な場所（高い場所）への移動は、危険を伴うとともに、施設職員の不足などから、入所者、施設職員ともに相当な負担と危険を伴うこととなった。</p>
<p>● 乳幼児を持つ家庭では、他の避難者への迷惑を考え避難所への避難を躊躇した例があった</p> <p>乳幼児を持つ家庭では、避難所に避難した場合に、子どもの泣き声や騒いだりすることにより、他の避難者に迷惑をかけると考え、避難所への避難を躊躇し、避難が遅れたという例があった。</p>



今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】
<p>◎ 安全な避難を促すための福祉施設等における実効性の高い避難対策の見直し強化【道・市町村・事業者】</p> <p>道や市町村では、福祉施設等における避難対策（※）について、実態を詳細に把握した上で、各施設で適切な避難行動が取られるよう情報提供を行うなど、取組の推進が必要である。また、実効性を確保するため、地域の実情に応じた避難計画の策定や訓練の実施状況を確認するなどの取組を進める必要がある。</p> <p>※施設の立地条件の確認、避難計画の策定、訓練の実施など</p>
<p>◎ 避難所における要配慮者対応の整備と防災教育による周知徹底【道、市町村】</p> <p>市町村は、避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成し、育児・介護用品の確保を行うことや、可能な限り、個室やスペースの調整などにより、要配慮者の避難も考慮した対応をすることを定め、日頃から住民に周知する必要がある。</p> <p>また、避難勧告等の名称が見直されたことと連動させ、避難を開始する時期と避難を何より優先する必要性を日頃から防災教育により住民に周知することが必要である。</p>

【③避難所運営】

避難所の運営及び支援

〈検証の視点：避難所の開設・運営、住民・避難者等の協力体制〉

道地域防災計画に記載されている平常時の取組、災害対応

- (市町村) 地域防災計画に、避難所の開設・運営に関する事項について記載する (第4章第16節第2)
- (市町村) 旅館やホテル等の借り上げ等、多様な避難所の確保に努める。 (第4章第17節第5)
- (市町村) プライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する (第4章第17節第5)
- 〈参考〉 道は、市町村における避難所マニュアルの策定を支援するため「北海道版避難所マニュアル」を策定
避難所運営マニュアルは、179市町村のうち、104市町村で作成済みまたは作成中 (H28.4.1現在)

今回の対応等

- (市町村) 避難所の運営は、主に市町村職員が実施したが一部では自主防災組織等による運営が行われた
- (道、市町村) 一部の避難所では、医師や保健師による巡回を実施した

評価できる事項

- 医師等による避難所の巡回が実施されるなど、避難者のこころのケアにも配慮した避難所運営が行われた
- 町内会や自主防災組織等の協力により、避難所の開設や、自主的かつ円滑な運営が行われ市町村職員が他の災害対応業務に従事できた
- 避難者の規模や避難所となっている施設の状況に応じて、避難所の集約等が行われ、効率的な避難所支援ができた

課題

- 避難所の生活環境が必ずしも良好ではなく避難者の健康を害した事例があった
- 避難所での高齢者等への配慮が十分でなかった
- 初めて避難所を開設した市町村では、訓練が十分ではなかったことなどから、市町村の避難所運営の習熟度が低かった
- 避難所を運営する市町村職員の人員不足により交代ができないなど負担が大きくなり、他の災害対応に従事できなかった

○● 避難所における情報伝達・共有の方法として、広く情報が行き渡るよう工夫された市町村があった一方で、避難者に対する被害情報や帰宅の見通しなどに関する情報提供が不十分な市町村があった

○● 避難所と市町村災害対策本部との密な情報共有が行われ、ニーズ把握などにより的確な支援が行われた一方で、避難所の実態の把握がされず、的確な避難者支援ができない市町村があった

今後の方向性：取組の必要な項目（内容）

- ◎ 本道の積雪寒冷という気候も踏まえた避難所の生活環境や健康管理、プライバシーにも配慮した運営の徹底
- ◎ 住民を主体とした円滑な避難所運営ができる体制の構築と訓練の実施
- ◎ 避難者を不安にさせないような避難所へのこまめな情報提供、情報共有体制の構築
- ◎ 的確な支援を行うための避難所の実態とニーズ把握の徹底

二次報告

【③避難所運営】

避難所の運営及び支援

評価できる事項

- 医師等による避難所の巡回が実施されるなど、避難者のこころのケアにも配慮した避難所運営が行われた

道や市町村により、日本赤十字社などからの医師や保健師等が各避難所を巡回する措置がとられるなど、避難者の健康に配慮した避難所運営が行われた。

- 町内会や自主防災組織等の協力により、避難所の開設や、自主的かつ円滑な運営が行われ市町村職員が他の災害対応業務に従事できた

町内会や自主防災組織等の協力により、避難所の開設や、自主的かつ円滑な避難所の運営が行われたことにより、市町村職員は他の災害対応業務に従事することができた。
また、学校が避難所の場合、近くに居住する教職員との連絡が容易であったり、教職員が避難所運営に協力的であったなど、円滑な避難所運営につながった。

課題

- 避難所の生活環境が必ずしも良好ではなく避難者の健康を害した事例があった

暖房器具を設置していない避難所があるなど、生活環境が必ずしも良好でなく、避難者の健康を害した事例があったほか、冬季に災害が発生した場合を想定すると防寒対策が必要ではないかといった意見が出された。

- 避難所での高齢者等への配慮が十分でなかった

避難所を運営する市町村職員が少なかったことなどから、高齢者や女性、子どもへの配慮が十分でなかった。

今後の方向性 取組の必要な項目【実施主体】

- ◎ 本道の積雪寒冷という気候も踏まえた避難所の生活環境や健康管理、プライバシーにも配慮した運営の徹底【道、市町村】

市町村は、あらかじめ避難所ごとに避難所運営マニュアルを作成することにより、避難所でのプライバシー保持や、高齢者や女性、子どもなどに配慮した避難所運営を行う必要がある。

道は、こうした市町村における取組を支援する必要がある。

市町村は、避難者がより快適な避難生活を送ることができるよう、避難所に必要な物資等を備えておく必要がある。特に、本道の積雪寒冷という気候での要配慮者を考慮した避難所の環境整備が必要である。

道は、市町村を補完するような物資の備蓄を行う必要がある。